

休 会 規 定

（目 的）

第1条 この規程は、一般社団法人鹿児島県作業療法士協会（以下「本協会」という）会員（以下「正会員」という）の休会に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（休会理由）

第2条 会員は、次の各号の理由により休会することができる。

- (1) 出産・育児、介護。
- (2) 長期病氣療養。
- (3) 他県などへの長期出向や外国への留学。
- (4) その他理事会において承認された理由。

（休会期間）

第3条 休会期間は、1年度単位とし、理事会において休会が承認された日の属する年度の翌年度4月1日から1年度を限度とする。

（条 件）

第4条 会員は、次の各号の条件を満たし、理事会において承認を得ることによって休会することができる。

- (1) 理事会が定める休会届に必要事項を記入し、休会しようとする年度の3月末日までに会長に提出すること。
- (2) 休会理由の根拠となる、第三者による証明書（様式は問わない）を前号の届に添付すること。
- (3) 休会しようとする年度の前年度までの会費が完納されていること。やむを得ない事情により当該年度に入って休会申請する場合は、理事会の承認を経ることとする。

（義務の免除）

第5条 休会する正会員は、理事会によって承認された休会期間の会費納入が免除される。

（権利等の停止）

第6条 休会する正会員は、次の各号の権利が停止される。

- (1) 代議員選挙及び役員候補者選挙の選挙権及び被選挙権。
- (2) 代議員にあつては代議員総会での議決権。
- (3) 本協会が主催する学会及び研修会等への正会員としての参加。
- (4) 学術誌、その他発行物等の受取。

- (5) 第1著者としての学術誌(作業療法鹿児島)への論文投稿。
- (6) 第1演者としての鹿児島県作業療法学会での発表。
- (7) 本協会表彰規定による休会中の表彰等。
- (8) その他構成員として有する権利や義務等。

(会員履歴等の取扱い)

第7条 休会期間は、正会員としての在籍年数に算入されない。

(復会)

第8条 休会中の正会員は、第9条に規定する休会延長若しくは第10条に規定する退会の手続きを行わない限り、翌年度から自動的に復会する。

2 休会が承認された後に、休会の申出を取下げようとする正会員は遅滞なく休会取下げの意思を事務局へ連絡する。

3 休会年度の途中で休会の申し出を取り下げ復会を希望する者は半期を単位としてこれを認める。但し、4月～9月までを上半期、10月～翌年3月までを下半期とし、上半期で復会した場合は1年分の会費を下半期で復会した場合はその半額の会費を納入するものとする。

(休会延長)

第9条 休会中の正会員で、引き続き翌年度も休会を希望する者は、当該休会期間内の3月末日までに、本規定が定める休会届に休会理由の根拠となる、第三者による証明書(様式は問わない)を貼付し、会長に提出することとする。

2 理事会において休会の承認を得ることによって休会を延長することができる。

3 休会延長が理事会で承認されなかった場合、休会中の正会員は、当該年度3月末日までに退会の手続きを行わない限り、翌年度から自動的に復会する。

(退会)

第10条 休会中の正会員で、当該休会期間の終了をもって退会を希望する者は、該年度3月末日までに、本士会が定める退会届(「入会 退会 移動 改姓 訂正」届)に必要事項を記入し、会長に提出することとする。

(規程の変更)

第12条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成25年7月23日より施行する。
- 2 この規程は、令和3年8月16日より施行する。

休 会 届

(新規 ・ 延長)

一般社団法人 鹿児島県作業療法士協会 会長 殿

私は、このたび以下により休会いたしたく、休会届と証明書類を提出いたします。

休会理由 : 出産 育児 介護 長期の病気療養
その他 ()

証明書類 (※1) _____

休会期間 (※2) _____ 年 4 月 1 日 ~ _____ 年 3 月 31 日

年 月 日

日本作業療法士協会会員番号 : ()

氏 名 : 印

〒

自宅住所 :

現在の勤務先名称 :

※1 添付する証明書類の名称を具体的に記載してください。

【記載例】「母子手帳」、「診断書」など

※2 休会期間は申請した年度の翌年度1年間(4月1日から翌年3月31日まで)となります。

【記載例】2000年12月に申請の場合は、「2000年4月1日～2001年3月31日」

※その他 添付する証明書は複写を本申請書の裏面に貼付してください。